明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条第二項第四号に規定する国民の利便性の向上に資するものとして総務大臣が定める事務を定める件の一部を改正する件（総務三九二）　一
〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（一次速報）（二〇一八（平成三十）年七～九月期）（内閣府）　二
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　四
特殊法人等
中日本高速道路株式会社工事一部完了関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四